

住民票の写し・年金・記載事項証明書・戸籍謄本等交付申請書

裏面注意事項あり

四街道市長あて ※本籍が四街道市以外の方の戸籍証明書の請求については、別様式（謄本のみ請求可）となります。 令和 年 月 日

① 使う人はどなたですか？（法人の場合は会社名等を記入してください。） ※請求には、窓口に来た人の本人確認資料が必要です。

住 所				窓口に 来た人	☐ 本 人	
フリガナ			西暦・大正・昭和・平成・令和		同一世帯	氏名
氏 名		㊞ ※法人のみ	年 月 日生	代理人 (使者)	住所 氏名	①の人 との関係（ ）

② 本日必要な書類を下記よりお選びください。また、該当するものに☑を付けてください。

住 民 票 の 写 し	☐ 世帯全員 通 ☐ 世帯一部 通	・世帯一部の必要な方： ☐ 本人 ☐ 同一世帯 ()	記載する事項 ☐ 本籍（筆頭者） ☐ 続柄（世帯主） ☐ 国籍等の情報 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号(マイナンバー) ☐ なし
住 民 票 記 載 事 項 証 明 書	☐ 世帯全員 通 ☐ 世帯一部 通	・除票の必要な方 住 所 四街道市 氏 名 年 月 日生	
住 民 票 の 除 票	通	使用目的及び提出先	
【下記事由に該当する場合、使用目的及び提出先をご記入ください】 ①個人番号（マイナンバー）入りの請求 ②委任状を用いた請求 ③自己の権利の行使等のための第三者請求（本人以外の除票含む）			

戸 籍	☐ 戸籍謄本（全部） ☐ 戸籍抄本（個人） ☐ 除籍謄本 ☐ 除籍抄本 ☐ 改製原戸籍謄本 ☐ 改製原戸籍抄本 ☐ （ ）記載事項証明書 ☐ （ ）受理証明書 ☐ 【身分・独身】証明書 ☐ 附票【現・改製】謄本 ☐ 附票【現・改製】抄本	通 通 通 通 通 通 通 通 通 通	対象者の本籍【附票の場合：本籍・筆頭者記載 有 ・ 無 】 四街道市	必要な戸籍等の範囲 ・ <u>戸籍証明書（各 通）</u> ☐ 生まれてから亡くなるまでの戸籍 ☐ 生まれてから現在までの戸籍 ☐ 【 】から 【 】までの戸籍 ☐ その他【 】	
			筆頭者（戸主）氏名 (抄本の場合) 対象者の名	・ <u>戸籍の附票</u> ☐ 現在の住所の記載があるもの ☐ 【 】から【 】まで の記載があるもの ☐ その他【 】	
			請求者と対象者の関係 ☐ 本人 ☐ 夫・妻・子・孫・父母・祖父母 ☐ その他（ ） 使用目的（ ）提出先（ ）		

↓【市事務処理欄】

証 明	☐ 年金現況届 通 ☐ その他（ ） 通 ＊証明するはがき・用紙をお持ちの場合はお出してください。	疎明資料 ☐ 確認済 ☐ 添付			本 人 確 認	☐ 免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号・住基カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ 保険証 ☐ 士業資格証（弁・司・行・他） ☐ その他（ ）	備考欄 ☐ 委任状あり ☐ 理由書あり 無料扱
		受付	作成	点検交付			

【注意事項】

《住民票》

1. 住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の入った住民票の請求について

- ・請求ができるのは、原則本人及び同一世帯の方^{※1}に限ります。また、請求の際、使用目的及び提出先を具体的にご記入ください。
 - ※1 代理人が請求する場合^{※2}は、委任状が必要です。
 - ※2 代理人に住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載された住民票は直接お渡しできませんので、委任者本人へ簡易書留で郵送します。

2. 住民票の除票の請求について

- ・本人が請求する場合を除き第三者による請求となります。
- ・住民票の除票は個人ごとに保管されているため、除票となった本人しか記載されません（世帯での住民票の除票は出せません）。
- ・亡くなられた方の除票に個人番号（マイナンバー）を記載することはできません。

《戸籍証明》

戸籍証明書の請求について

- ・全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）に記載されている内容は、電算化を行った平成19年6月30日以降のものとなります。
- ・婚姻等でその期日以前に除籍になっている方は記載されておられません。
- ・転籍等により当市へ戸籍を編製した場合、編製日からの記録となります。なお、編製前に除籍になられた方（筆頭者の名前は除く。）は記載されません。従前の記録を確認する場合は、従前の本籍地^{※3}へご請求ください。
 - ※3 直系血族（親・子等）の方（顔写真付きの身分証明書がある場合に限る。）については、謄本に限り戸籍の広域請求が可能です。

《共通》

1. 代理人が請求する場合について

- ・代理人の方が請求する場合は、本人からの委任状と代理人の本人確認資料が必要です。
- ・委任状が作成されてから概ね3か月経過している場合、委任者本人に意思確認のため連絡する場合がありますので、ご承知おきください。

2. 第三者による請求について

- ・第三者が住民票を請求される場合は、原則本籍・続柄を記載しない対象者のみの住民票となります。
- ・請求にあたっては、請求事由が正当であるか具体的に示していただく必要があります。また、それ以外に別途疎明資料（契約の内容がわかる資料や提出先から書類の提出を求められている通知文等）の提示を求める場合があります。
- ・法人の第三者請求は、本申請書に代表者印（代表者印の押印が難しい場合は社印）を押印の上、法人の全部事項証明書（登記簿謄本）又は代表者事項証明書及び請求担当者の社員証の写し並びに窓口に来た方の本人確認資料が必要となります。※別途法人用の申請書もあります。

本申請書に記載した使用目的及び提出先以外には使用しないでください。

正当な目的以外に使用した場合や、偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、法令により処罰対象となる場合があります。